

新型コロナウイルスに関する「事業主向け」助成金・補助金 情報提供

★【感染拡大防止協力金(東京都)】 東京都産業労働局

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、協力金 50 万円(2店舗以上有する事業者は 100 万円)を支給いたします。

※ 4 月 22 日から申請受付が開始、6 月 15 日まで(支給は 5 月上旬から)

※ 飲食店も営業時間短縮で対象になります。

〔連絡先: 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL03-5388-0567〕



★【持続化給付金】 経済産業省

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただく、事業全般に広く使える給付金を支給します。(法人事業主は 200 万円、個人事業主は100万円)

〔連絡先: 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL0570-783-183〕



【雇用調整助成金】 厚生労働省

緊急事態宣言を受けて、休業する事業主の方は、雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。

〔連絡先: ハローワーク雇用調整助成金担当 TEL03-5337-7418〕



【働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)】 厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

※ 交付申請期限は5月29日(金)までです。

〔連絡先: ハローワーク雇用環境・均等部 TEL03-6867-0212〕



【働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)】 厚生労働省

テレワークを新規で導入する中小企業事業主(※試行的に導入している事業主も対象)を支援します。

※ 交付申請期限は5月29日(金)までです。

〔連絡先: テレワーク相談センター TEL0120-91-6479〕



【新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金】 厚生労働省

4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、子供の世話を保護者として行う事が必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主についても助成金ができます。

〔連絡先: 学校等休業助成金・支援金受付センター TEL0120-60-3999〕



詳細は、各窓口までお問い合わせ下さい。QR コードで内容をご確認いただけます。